

関税〈内国消費税及び地方消費税兼用〉納期限延長（特例申告）申請書（C-1006）

- (1) この申請書は、関税、内国消費税（酒税、たばこ税及びたばこ特別税を除く。）及び地方消費税について、特例申告（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告をいう。以下同じ。毎に作成する。
- (2) 申告税関官署及び延長後の納期限が同一である複数の特例申告について申請する場合は、「特例申告納期限延長申請内訳表」（C-1006-2）を使用しても差し支えない。この場合において、各葉を「申請者」又は「代理人」欄に押なつされた印で割印するとともに、申請書の「納期限の延長を受けようとする特例申告書の提出年月日」、「納期限の延長を受けようとする特例申告書の番号」及び「納期限の延長を受けようとする税額」欄は、「別紙のとおり」と記載する。
- (3) 「輸入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。
- (4) 提供する担保が個別担保の場合は、「提供した担保」欄の「担保期間」を抹消する。
- (5) 提供する担保が据置担保の場合は、「提供した担保」欄の「担保期間（債権発生期間）」を記載する。

なお、据置担保を提供した後の第2回目以降の特例申告納期限延長申請の場合は、「担保の種類」欄に（据置）担保預り証番号を記載することで担保の提供があったものとする。